



Title	活動報告
Citation	新世代法政策学研究, 8, 379-384
Issue Date	2010-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44573
Type	other
File Information	HJNGLP008_020.pdf



活動報告

(1) GCOE全体研究会

日 時	報告内容
平成22年 4月23日(金)	<p>青木 昌彦 (スタンフォード大学名誉教授・東京財団上席研究員) “INSTITUTIONS AS MEDIATING THE COGNITIVE AND PHYSICAL ASPECTS OF SOCIAL DYNAMICS”</p> <p>本研究会では社会的なインターアクションを一種のゲームとして捉えて分析する枠組みが提示・検討された。初めに、社会的なインターアクションが、社会的な行動結果である均衡の状態が社会的認知された結果として公的表現が生まれ、これに基づいて個々人の認知現象である信念が形成され、これに制約されあるいは動機付けられて個々人の行動が決定され、これらの行動が均衡の状態を生成するというサイクルで描かれた。公的表現の代表である「法・制度」に関しては、従来、一方でリーガル・オリジン論がそれを外生的なパラメータとして扱い、他方でメカニズム・デザイン理論がコントロールする変数として扱うものの、いずれにしても社会的インターアクションの出発点として考えていたのに対して、この枠組みではサイクルの一局面として把握されている。また、個々人の信念に関しても、従来は個人あるいは集団の中に所与のものとして存在していると考えられてきたが、この枠組みでは、やはりサイクルの一局面として、社会の均衡の状態の公的表現から個々人が推論により形成される側面が指摘されている。</p> <p>上述の定常的なサイクルの説明に続いて、サイクルの動学的な変化について説明された。動学的には状態は変化していくわけだが、この中で目立った特徴が公的なインジケータとなり、これを観察することによって個々人の信念・選好が収束してゆくこと、この信念・選好の収束にあたっては過去から引き継がれた文化が共通に認識されている必要があること、公的なインジケータを形成するにあたっては社会的に埋め込まれた言語的・神経的なインターアクションが役割を果たし、こういったインターアクションに際しても過去から引き継がれた文化が役割を果たすことが説明された。このようなサイクルの例として企業組織の中での資本家・経営者と労働者たちのインターアクションについて概説された。</p> <p>最後に、社会的なインターアクションを当事者間の関係が対称的か非対称的か、ドメインからの離脱が許容されているか否かという切り口で4つに分類をし、それぞれのドメインにおけるペイオフと形成されるルールについて説明された。その上で、各ドメインの戦略間に戦略的補完性があることによって制度的補完関係が成立し得</p>

	<p>ること、この場合に非効率な制度体系が安定的な結果となりうるということが説明された。さらに、社会的埋め込みは社会的関係のドメインとその他のドメインがリンクされたゲームとして分析することが可能だが、社会的埋め込みは制度体系の硬直性をもたらすのではなくむしろ変化を促す場合もあり得ること、社会的インタラクションを安定化させることも不安定化させることもありうるということが述べられた。</p> <p>報告に引き続いて、参加した法学・経済学・社会心理学などの研究者との間で、制度および信念・選好の形成方法や、制度的補完性の意味などについて質疑応答が行われた。(文責：宮澤信二郎)</p>
<p>平成22年 4月24日(土)</p>	<p>鈴木興太郎 (早稲田大学政治経済学術院・教授) 「個人の権利と社会の福祉—私的善と公共善の狭間—」</p> <p>鈴木報告は、私的《善》のリストを集約して構成される内在的な概念として公共《善》を構想する点では規範的経済学の系譜を受け継ぎつつも、従来の議論が専ら《厚生》を情報的基礎としてきたことの限界を指摘する。むしろ、私的《権利》の概念を——私的《善》と公共《善》の狭間に挿入された中間項として——適切に再定位し、社会的判断の情報的基礎として再構成することによって、現代の倫理的諸問題(具体例として生殖補助医療による代理懐胎と地球温暖化問題—いずれも世代間対立の軸から把握される—が挙げられた)に応答できる規範的経済学の再構築が目指される。報告では、規範的経済学の内部で《権利》の位置づけをめぐるいかなる問題が提起され(例えばA・センが提示した「パレート派リベラルの不可能性」)、理論的応答がいかなる地平に到達しつつあるのかが説明され、特に《ゲーム形式の権利論》という構想(《権利》はゲーム形式によって枠付けられ、遂行的に実現されるものとして理解される)に力点が置かれた。その上で、社会の干渉から個人の自律的選択の《自由》を擁護する思考枠組みとしての《権利》が、権利自身の内部的整合性と、社会的効率性の原理との両立可能性を充足するような形で社会的な権利設定(すなわちゲーム形式の定義)をいかに行うかが、鈴木報告にいう規範的経済学の再構成を目指す論者にとっての課題として提示された。</p> <p>質疑応答の前半では、情報的基礎・帰結主義・ゲーム形式など、基本的な概念について、その意義と射程を見極める質問と応答にかなりの時間が割かれたが、鈴木教授の丹念かつ明快な説明により、その後の議論における無益なすれ違いを相当程度回避できたように思われる。後半は、このような問題設定が法学にどのような示唆を与えうるか、という観点からの議論がなされた。特に、「世代間対立」に着目することで(一方向にしか流れない《時間》)の要素を考慮せ</p>

	<p>ざるを得ないために)、反転可能性・互換可能性を暗黙の前提としてきた従来の権利や正義の概念もパラダイム・シフト(一案としてresponsibility と compensation の概念を基軸とすることが示唆された)を迫られる可能性が開かれる、との指摘は興味深く思われたし、《権利》をこのような思考枠組みに位置づけることによって、効率性と権利を対置させる古色蒼然たる対立図式を超えた新たな構想の可能性が示唆されたことは、法学政治学を基礎としつつも他の学問領域に開かれた知的営為を目指すグローバル COE の基礎理論構築にとって非常に有意義であったと思われる。(文責：藤谷武史)</p>
<p>平成22年 5月22日(土)</p>	<p>長谷部恭男 (東京大学教授) 「カント道徳理論についての覚書——法と道徳の間」 法理論研究会共催</p> <p>報告者が標記のテーマを論じる意図は二つある。一つは、少なくとも現代法理論において、法と道徳は連続するものとしてとらえられることが通例であるのに対し、カントはこれにかなり厳格な境界線をひこうとしているのであり、そのことの意義を問い直すことにある。いま一つは、カント哲学においては、一般的にしか規定し得ない法を適用することによっては、あまねく個別のケースについて正しい答えを導くことはできない、とするアリストテレス的倫理観を、道徳の面では継承しているといえるが、法に関してはそうとは言えず、カントはこの点についてむしろホッブズを継承していると評価しうること、またこのことに関連して、わが国では、上記アリストテレス的規範観が正しく受け入れられておらず、カント的な理解が支配的であると思われることから、このような受容がなされたカント哲学の再考を試みることである。</p> <p>報告ではまず、カントの道徳観を再検討する。定言命法を用いた「普遍的法則」の論証につき、カントの意図はむしろこれに妥当しないものを排除する casuistry にあり、「普遍的」の語義は現代よりもかなり弱い、とする。また「自律性」については、自ら普遍的に妥当すべきものとして構成し決定した理由のみが真の理由であるとし、理性的存在者は自己も他人も「目的として扱う」べきであると説いている、とする。このような道徳的義務はかなり広い範囲を包摂するため、相互に衝突し、制限し合う、とする。</p> <p>これに対し、カントの法理論によれば、法的義務は互いに衝突することを許さない。これをカントは、各人の選択意思の自由が何人の自由とも普遍的法則に従って両立しうるような行為であるならば「正しい(recht)」と表現するのであり、ここにおける「正しい」とは「許されている」ともいうべきものであって、「善」とは異なる、とする。ここから、他者の自由への妨害に対して加えられる強制が正当</p>

	<p>化され、公的法則のある「市民状態」に入ることによってのみ「正しい」状態が実現されることを導くとともに、国家の下でその正統性に疑問を持つことなく法に従って生きることが義務となる、とする。</p> <p>道徳論については、定言命法という道具立てだけでは、人々の自由な判断に基づく行動を両立可能なものとして保障することはできず、そのためには外的な強制の下に共に暮らす、という決断をすべきである、という実践的な法実証主義に立つことが明らかにされる一方で、法理論については、casuistry に対する個別具体の判断がありうるのか、という疑問が残る、との結論であった。</p> <p>討論においては、法哲学、憲法、民法等といった各専門の立場を超えて、ロールズ、ドゥオーキン、ラズといった現代法思想との対照を論じつつ、わが国における憲法および民法分野における具体的論争等を例に、カント及び報告者の提示する理論をに対する理解を深める議論が、活発かつ長時間にわたって行われた。</p> <p>(文責：山本寛英)</p>
<p>平成22年 6月25日(土)</p>	<p>山本 和彦 (一橋大学大学院法学研究科・教授) 「民事司法制度改革の評価と展望」 民事法研究会共催</p> <p>「国民に利用しやすく、頼りがいのある司法」という目的を掲げて為された民事司法制度改革について、いかなる背景でいかなる改革が為されたのか現状についての報告とそれに対する評価を加えた上で、上記目的の背景に伺える「裁判所の負担軽減＝司法の資源の選択と集中」というもう一つの目的についての実現必要性と、実現のための具体的な措置について提言が為された。</p> <p>国民に利用しやすく、頼りがいのある司法とは、より具体的には、①裁判の迅速化と②司法アクセスの拡大が目標として掲げられているところ、①裁判の迅速化については、民事訴訟法に内在する問題について手当の必要性が生じていただけでなく、経済界の圧力・政治的圧力といった外圧による改革推進のファクターも強く左右したこと、改革を経て平均審理期間は短縮し裁判の迅速化は一定程度実現されたと言えること、しかしながら今後においてこの迅速性が維持できるかという問題が存していることが指摘された。②司法アクセスの拡大については、法律扶助制度の拡充による財政的障害の克服・集団訴訟による拡散的利益の保護・ADRによる紛争事案類型毎のアクセスの模索などの取り組みが為されているところ、財政的・公的資金投入の不十分さ故に未だ十分な効果が得られていないことが指摘された。</p> <p>報告者はさらに、これらの司法制度改革のより背景には「裁判所の負担軽減」が政策目的として存しており、「官から民へ」というス</p>

	<p>ローガンの下に諸制度の改革・導入について説明が可能であるとす。そして、今後も訴訟数の増加が予想される現代においては、裁判所の負担の軽減は喫緊の課題であり、今後さらにこの目的から改革を推し進めるべきであるとして、例えば弁護士強制主義の導入、ADRの充実・活性化を図るべきであるとの提言が為された。</p> <p>(文責：牧佐智代)</p>
--	---

(2) 国際シンポジウム

日時	報告内容
<p>平成22年 6月26日(土)</p>	<p>Daniel Crane (ミシガン大学ロースクール・教授) 「競争法の多元的エンフォースメント (Enforcing Competition Law with Multiple Agencies)」 経済法研究会共催</p> <p>本シンポジウムは、「競争法の多元的エンフォースメント」をテーマとして開催されたものである。</p> <p>第1報告として、Daniel Crane氏 (ミシガン大学ロースクール・教授) より“Enforcing Competition Law with Multiple Agencies and Private Enforcing” について報告がなされ、続く第2報告として、栗田誠氏 (千葉大学大学院専門法務研究科・教授) より“Implements to Effective Enforcement of Competition Law –Institutional Flaws in the Antimonopoly Act of Japan and Its Enforcement–” について報告がなされた。また、以上の二報告に対して、中川昌比兒氏 (北海道大学大学院法学研究科・准教授) よりコメントがなされた (詳細については、2010年2月発刊予定の本誌第10号を参照されたい)。</p> <p>(文責：永下泰之)</p>

(3) 消費者法研究会

日時	報告内容
<p>平成22年 5月29日(土)</p>	<p>黒沼 悦郎 (早稲田大学大学院法務研究科・教授) 「ディスクロージャーの実効性確保―民事責任と課徴金」 民事法研究会・科研(B)金融法研究会共催</p> <p>金融商品取引市場におけるディスクロージャー制度を実効性あるものたらしめる法の仕組みとして、①有価証券報告書の虚偽記載による損害論、②課徴金制度の展開と今後の展望について報告が行われた。</p> <p>第一に、虚偽記載による損害論については、近時相次いでいる判決を例に、様々な「損害」の定義が採られているところ、それらの差異と問題点について詳細な検討が為された。第二に、課徴金制度</p>

<p>については、旧証券取引法の改正によって導入されてきたこれまでの制度の概要について紹介が為された他、今後の展望として、課徴金額の引き上げや開示規制のみならず行為規制違反に対しても適用をすべきであるとの提言が為された。</p> <p>報告を受けて、質疑においては、損害論について、民法（不法行為法）学における損害論・因果関係論との対比や、課徴金制度について、独占禁止法におけるそれとの対比等について活発な議論が為された。</p> <p style="text-align: right;">（文責：牧 佐智代）</p>
--

(4) 法の経済分析研究会

日時	報告内容
平成22年 6月25日(金)	<p>五十嵐 清（北海道大学名誉教授） 「比較法と経済学—— Legal Origin Thesis を中心に」 民事法研究会共催</p> <p>本報告では、経済学者の手になる「法の起源 (legal origin) 論」の登場により、比較法学における「法系論」が再び脚光を浴びることとなった経緯と議論状況について紹介が為された。</p> <p>法の起源論とは、1998年に米国の経済学者ラポルタらが世界49カ国の会社株主・債権者保護に関する法規制の起源および質について、数量的方法によって調査研究を行った論文（共同研究者4名の頭文字を採ってLLSVと呼ばれる。以下、LLSV 1998とする。）に端を発しているところ、ラポルタらは同研究において、英米法系諸国の諸法制が大陸法系と比して株主・債権者保護に優れていると結論づけた。LLSV 1998は世界各国に衝撃をもって受け止められたが、同時に大略次のような批判にもさらされている。第一に、比較対象とされる諸法制とは、あくまで制定法に限られており、慣習法などが無視されている。第二に、英米法と大陸法との二分論に対する批判である。第三に、比較のためのチェック項目を作成する際に、ホームバイアスが入ることの不可避性、第四に、数値化する際の基準の不透明さ・恣意性である。ラポルタらはこれらの批判を受けて改善を加えた上で新たな研究を行うなど、経済学者の手による法の起源論は活発な状況にある。これに対し比較法学においては、法系論は長らく下火にあり、ラポルタらの研究も当初は「無視」されており、最近になってようやく批判的な論稿が見られるなどしているものの、法系論に対する批判が根強いことが紹介された。</p> <p>以上の報告を受けて、LLSV 1998が本来何を目的として行われたものであるのかについて指摘され、法学者と経済学者の法という制度に対する見方についての根本的相違が明らかにされるなど、活発な議論が為された。</p> <p style="text-align: right;">（文責：牧 佐智代）</p>